

令和 7 年御嵩町議会第 3 回臨時会会議録

1. 招集年月日 令和 7 年 5 月 14 日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和 7 年 5 月 14 日 午前 9 時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第 1 号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について
 - 報告第 2 号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について
 - 報告第 3 号 専決処分の報告について（学校施設における和解及び損害賠償について）
 - 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度御嵩町一般会計補正予算（第 12 号））
 - 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について）
 - 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
 - 議案第 32 号 令和 7 年度御嵩町一般会計補正予算（第 1 号）について
 - 議案第 33 号 工事請負契約の締結について（南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業第前 4 期防災工事）
 - 議案第 34 号 工事請負契約の締結について（南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業第前 5 期防災工事）

議事日程第 1 号

令和 7 年 5 月 14 日（水曜日） 午前 9 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

議長報告 1 件

（1）議員派遣報告書

町長報告 3 件

報告第 1 号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について

報告第 2 号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について

報告第 3 号 専決処分の報告について（学校施設における和解及び損害賠償について）

日程第 4 議案の上程及び提案理由の説明 6 件

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度御嵩町一般会計補正予算（第 12 号））

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について）

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第 32 号 令和 7 年度御嵩町一般会計補正予算（第 1 号）について

議案第 33 号 工事請負契約の締結について（南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業第 4 期防災工事）

議案第 34 号 工事請負契約の締結について（南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業第 5 期防災工事）

日程第 5 議案の審議及び採決 6 件

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度御嵩町一般会計補正予算（第 12 号））

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について）

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第 32 号 令和 7 年度御嵩町一般会計補正予算（第 1 号）について

議案第33号 工事請負契約の締結について（南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業第前4期防災工事）

議案第34号 工事請負契約の締結について（南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業第前5期防災工事）

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1 番 鈴 木 篤 志	2 番 広 川 大 介
3 番 山 田 徹	5 番 可 児 さとみ	6 番 鈴 木 秀 和
7 番 清 水 亮 太	8 番 奥 村 悟	9 番 伏 屋 光 幸
10番 高 山 由 行	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 辺 幸 伸	副 町 長 筒 井 幹 次
総務部長兼 庁舎整備室長 山 田 敏 寛	企 画 部 長 岡 本 拓
民 生 部 長 中 村 治 彦	建 設 部 長 早 川 均
教育参事兼 学校教育課長 高 木 雅 春	総 務 課 長 土 谷 浩 輝
企 画 課 長 荻 曾 弘太郎	税 務 課 長 丸 山 浩 史
保険長寿課長 日比野 克 彦	農 林 課 長 大久保 嘉 博
建 設 課 長 古 川 孝	亜炭鉱廃坑 対策室長 有 国 敦 夫

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日比野 浩 士	議会事務局 書記 井 上 美佐子
----------------	---------------------

開会の宣告

議長（大沢まり子さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、令和 7 年御嵩町議会第 3 回臨時会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第 1 項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願いいたします。

招集者、町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

皆さん、おはようございます。

本日は、令和 7 年御嵩町議会第 3 回臨時会を招集させていただきましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

また、この10日と昨日13日になりますけれども、みたけ未来トークということで、多くの議員の方、御参画いただきましてありがとうございます。明日 5 月15日が最終日、3 回目ということでございますので、またぜひよろしくお願いしたいと思います。

本日提出する案件といたしましては、町長報告 3 件、承認案件 3 件、補正予算が 1 件、その他議決案件が 2 件の合計 9 件でございます。

主な内容といたしましては、今年の 3 月に補助対象自治体に決定した南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業に係る工事請負契約の締結についてが 2 件、新庁舎等整備事業の設計委託料や仮設庁舎建設工事に係る監理委託料、建設工事費などの補正予算が 1 件のほか、3 月末をもって専決処分をした案件に係る承認などでございます。

後ほど担当から詳細について御説明を申し上げます。

円滑な議事進行を御祈念申し上げ、臨時会冒頭の挨拶とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 伏屋光幸さん、10番 高山由行さん2名を指名いたします。

会期の決定

議長（大沢まり子さん）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、去る5月8日の議会運営委員会において本日1日と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日5月14日の1日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（大沢まり子さん）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の表紙の諸般の報告つづりを御覧ください。

議員派遣報告書の写しを配付し、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第1号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 古川孝さん。

建設課長（古川 孝さん）

おはようございます。

それでは、諸般の報告つづりの3ページをお願いいたします。

報告第1号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

令和6年度御嵩町土地開発公社事業会計決算報告書になります。

1. 収益的収入及び支出の(1)収入ですが、款2の事業外収益では、7ページ、決算額欄の

とおり 6 万2,055円の収入がありました。

これは普通預金、定期預金の利息の2,055円と国債購入における有価証券利息の 6 万円の合計です。

次に、(2)支出ですが、款 2 販売費及び一般管理費で 1 万6,134円の支出がありました。

内訳として、節 1 報酬として監査員に対する報酬9,000円、2 段下で、同じく節 1 旅費として理事会に出席された理事に対する費用弁償6,000円、同じく節 3 役務費として理事長の変更に伴う口座名義人変更手続のために取得した法人登記謄本の発行手数料、また金融機関の諸費用、合計1,134円を予備費から充用して支出をしております。

次に、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

2. 資本的収入及び支出ですが、令和 6 年度におきましては、収入及び支出ともにございませんでした。

次に、10ページ、損益計算書をお願いいたします。

Ⅲ販売費及び一般管理費は、報酬、旅費、役務費の合計 1 万6,134円で、Ⅳの事業外収益の受取利息2,055円と有価証券利息 6 万円の合計 6 万2,055円の差額 4 万5,921円が最下段の当期純利益となりました。

次の11ページは、貸借対照表となります。

次の12ページ、財産目録をお願いいたします。

資産の部として、Ⅰ流動資産は、(1)現金及び預金の普通預金47万9,851円と定期預金400万円、(4)未収収益 1 万5,000円の合計449万4,851円です。

Ⅱ固定資産は、(3)投資その他の資産の投資有価証券868万6,000円と御嵩町からの出資金500万円の合計1,368万6,000円で、資産合計は1,818万851円となります。

次の13ページは、令和 6 年度のキャッシュ・フロー計算書です。

次に、15ページ、令和 6 年度事業報告書をお願いいたします。

1 の概況、(1)総括事項として、令和 6 年度土地開発公社の事業で新たな用地取得はありません。また、令和 6 年度末現在で保有する土地もございません。

次に、ページ飛びまして18ページをお願いいたします。

監査意見書の写しになります。

去る令和 7 年 4 月25日に決算監査を実施していただき、適切な処理をお認めいただいております。

以上が令和 6 年度御嵩町土地開発公社の決算報告となります。

次に、令和 7 年度御嵩町土地開発公社事業計画及び予算について御説明申し上げます。

22ページをお願いいたします。

令和7年度御嵩町土地開発公社事業計画をお願いいたします。

令和7年度におきまして、公有地の取得及び売却の予定はございません。

次に、24ページをお願いいたします。

令和7年度御嵩町土地開発公社予算です。

収入の第1款事業収益は、公有地取得の予定がないため収入を見込まず、第2款事業外収益には、第1項受取利息1万1,000円と第2項有価証券利息6万円、合計7万1,000円を計上しています。

支出においては、第2款販売費及び一般管理費において、監事2名の報酬と理事3名の旅費、役務費合わせて1万9,000円、第4款の予備費の1万円を合わせ、支出合計2万9,000円を予定しています。

次の第3条、資本的収入及び支出では、公有地の取得及び売却の予定がないことから、収入、支出ともに予定はございません。

次の25ページ、26ページには、収益的収支及び資本的収支の予算明細書、また27ページには資金計画、28ページには損益計算書、29ページには貸借対照表となります。

後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議長（大沢まり子さん）

報告第2号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 大久保嘉博さん。

農林課長（大久保嘉博さん）

おはようございます。

それでは、報告第2号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について説明をさせていただきますので、諸般の報告書つづり30ページをお願いします。

地方自治法第243条の3第3項の規定により、町有地の信託に係る事務の処理状況について報告をさせていただきます。

31ページをお願いします。

こちらは、森林経営信託財産目録になります。

1. 資産の部、信託をする森林の場所は、御嵩字北山1064番1ほか33筆で、前年度から増減はございません。

信託預入金は、累積で135万1,505円となりました。

2. 負債の部、借入金は200万円となっております。こちらは、第2期の信託経営を行うた

めの回転資金として借入れをしたもので、借入先は可茂森林組合となっております。

32ページをお願いします。

令和6年度森林経営信託事業実績になります。

間伐などを行う対象区域の面積は、森林簿上16.42ヘクタールで、実績は11.56ヘクタールとなりました。

材積は、対象区域内で739立方メートルを見込みましたが、実績は629立方メートルとなりました。こちらは、当初計画時に見込んだ間伐できる面積の減などにより、材積量が少なくなったものでございます。

作業道は、対象区域内で2,022メートルの計画に対し、実績は198メートルとなりました。こちらは、当初予定しておりました補助金が採択されず、成果条件が厳しい補助金を選択したことにより、施工延長を抑えた結果によるものです。

33ページをお願いいたします。

令和6年度森林経営信託収支報告書になります。

1. 収入の部は、間伐や作業道に係る補助金、用材や合板などによる木材販売が主な収入となり、合計では2,338万5,015円。

2. 支出の部は、現場の測量などを行う森林調査など、利用間伐費、作業道開設などで小計2,236万8,115円となり、令和6年度信託収益は101万6,900円となりました。この3%の3万507円が信託手数料となり、支出の合計は2,239万8,622円となりました。

3. 令和6年度の信託積立金は、信託収益の101万6,900円から信託手数料3万507円を引いた98万6,393円となりました。

34ページをお願いいたします。

令和7年度森林経営信託事業計画になります。

令和7年度は、間伐などの面積は7.23ヘクタール、材積は325立方メートル、作業道は1,435メートルとそれぞれ計画をしております。

これに係る予算は、1. 収入は、主なものとしまして補助金、木材販売など、2. 支出は、主なものとしまして利用間伐費、手数料などで、収入、支出ともに1,297万1,000円となります。

以上で、報告第2号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告についての説明を終わります。

議長（大沢まり子さん）

報告第3号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、報告第3号 専決処分の報告について説明させていただきます。

諸般の報告書35ページをお願いいたします。

車両事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

1. 和解及び損害賠償の相手方は、ここに示された方であります。

2. 事故の概要は、令和7年2月7日金曜日午前、伏見小学校において、授業参観の実施に伴い保護者の車両をグラウンド内に駐車誘導していたところ、校庭内のくぼみに車両のタイヤが入り込んでしまい、バンパー付近を破損したというものです。当日校庭には積雪があり、くぼみの存在に気づくことが困難な状況だったというものです。

3. 和解条項及び損害賠償額としまして、町は相手方に対し、本件事故に対する一切の損害賠償金として14万1,231円を支払う。

なお、本件のほか、町、相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認するとしております。

また、この賠償金につきましては、御嵩町が加入しております全国町村会総合賠償保険により保険給付されます。

以上で説明とさせていただきます。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子さん）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時会に提出されました承認第1号から承認第3号、議案第32号から議案第34号までの計6件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件6件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、議案第32号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

おはようございます。

それでは初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案書3ページをお願いいたします。

令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりその報告を行い、承認を求めるものです。

令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第12号）の2ページをお願いいたします。

第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に9,148万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を113億1,048万8,000円とする旨、規定しています。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正です。

8ページの冒頭の款02地方譲与税から、飛びまして11ページの下から2つ目の表、款16県支出金、水力発電施設周辺地域交付金まで、それぞれ交付金の額の確定に伴い、補正をしております。

11ページ一番下の表、款19繰入金の財政調整基金繰入金は、財源調整として繰入れを予定しておりましたが、歳入予算の増額に伴い、全額減額しております。

12ページをお願いいたします。

次に、歳出です。

目16の基金費は、譲与税や交付金等の額の確定に伴う歳入歳出の差額分、余剰分を財政調整基金へ積み立てております。

以上で承認第1号の説明を終わります。

続いて、議案第32号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）についての御説明をいたします。

令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）の2ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に2億5,911万円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億6,411万円とする旨、規定しています。

第2条では債務負担行為の補正を、第3条では地方債の補正を規定しています。

まず、債務負担行為の補正について説明をしますので、5ページをお願いいたします。

御嵩町新庁舎等整備事業を1件追加しております。

令和7年2月の臨時会におきまして、新庁舎等整備事業に係る設計、施工、管理を一括で発注するDBO方式による債務負担行為の設定をさせていただきましたが、令和6年度中に契約に至らなかったため、改めて債務負担行為を設定させていただきます。

債務負担行為の期間は令和８年度から令和26年度までになります。限度額は51億689万円になります。

６ページをお願いいたします。

地方債の補正について説明いたします。

今回は、２件の変更をお願いします。

１件目、庁舎整備事業は、補正前限度額3,760万円から１億5,010万円増額し、１億8,770万円としております。これは、仮設庁舎建設工事費及び仮設庁舎工事の監理業務に充てるものです。

２件目は地方道路等整備事業、補正前限度額4,360万円から290万円増額し、4,650万円としております。町道中37号線舗装工事など道路維持工事費に充てさせていただきます。

続いて、歳入歳出予算について説明いたしますので、９ページをお願いいたします。

まず、歳入です。

款15国庫支出金、目04土木費国庫補助金は、防災・安全交付金の補助内示額の増額により330万4,000円を増額しております。

次の表、款19繰入金、目01財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴う財源調整です。

目02庁舎整備基金繰入金は、新庁舎等整備事業に伴う繰入れになります。

款22町債は、先ほど地方債補正にて御説明したとおりです。

10ページをお願いします。

歳出について説明いたします。

款02総務費、目06庁舎整備費、節12委託料4,976万円は、新庁舎整備事業に係る基本設計と仮設庁舎建設工事に係る監理委託料になります。

節14工事請負費２億135万円は、仮設庁舎建設工事費になります。

次の表、款08土木費、目02道路維持費、節14工事請負費は、補助内示額の増額に伴い、800万円、道路維持工事費を増額しております。

次のページ、11ページには債務負担行為に関する調書、また次のページ、12ページには地方債の現在高の見込みに関する調書をおつけしておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、承認第１号 専決処分の承認を求めることについてと議案第32号 令和７年度御嵩町一般会計補正予算（第１号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

承認第２号 専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 丸山浩史さん。

税務課長（丸山浩史さん）

それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

議案つづり4ページをお願いします。

御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付専決第2号で専決処分を行いましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

次の5ページから9ページに専決処分を行いました御嵩町町税条例の一部を改正する条例をお示ししておりますが、資料で説明しますので、資料つづり3ページを御覧ください。

改正の趣旨ですが、令和7年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、御嵩町町税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容について御説明いたします。

1つ目は、個人町民税関係で、大学生年代の子等に関する特別控除の創設です。19歳以上23歳未満の扶養親族について、既存の特定扶養控除の対象となる所得要件を超えた場合であっても、新たに特定親族特別控除を創設するものです。

2つ目は、軽自動車税関係で、軽自動車税種別割に係る原動機付自転車の車両区分の見直しです。総排気量125cc以下で最高出力4.0キロワット以下に制御した新基準原付バイクの車両区分を新たに追加するものです。

3つ目は、たばこ税関係で、加熱式たばこの課税方式の見直しです。加熱式たばこは紙巻きたばこに比べ、税負担の水準が低いため、1本当たりの税額を紙巻きたばこと同等となるよう2段階で見直しをするものです。

4つ目は、地方税法等の改正に伴うその他所要の改正になります。

以下、資料つづり5ページから21ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しの上、御審議をお願いいたします。

以上で承認第2号の説明を終わります。

議長（大沢まり子さん）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野克彦さん。

保険長寿課長（日比野克彦さん）

それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて御説明させていただきます。

議案書つづり10ページをお願いいたします。

今回専決処分の承認を求めるものは、御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定で、法令の改正が令和7年3月31日に行われたことにより、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分とし、議会の承認を求めるものでございます。

資料にて説明させていただきます。

資料つづり22ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、令和7年度税制改正に伴い、地方税法施行令が改正され、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料軽減を図るため、課税限度額などが見直されたことから、改正を行うものです。

改正点は2点ございます。

1点目は、課税限度額の変更で、基礎課税分の限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の限度額を24万円から26万円に変更するものです。

2点目は、減額に係る所得の基準の変更で、5割軽減は29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減は54万5,000円から56万円に変更するものです。

施行日は公布の日。

適用区分としまして、改正後の御嵩町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの保険税については、従前の例によります。

なお、資料つづり23ページから26ページまでに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で承認第3号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

議案第33号 工事請負契約の締結について、議案第34号 工事請負契約の締結について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 有国敦夫さん。

亜炭鉱廃坑対策室長（有国敦夫さん）

それでは、議案第33号 工事請負契約の締結について御説明させていただきます。

議案のつづり13ページをお願いいたします。

議案第33号 工事請負契約の締結についてです。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的は、南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業第前4期防災工事です。

2. 契約の方法は条件付一般競争入札です。

3. 契約の金額は6億5,450万円です。

4. 契約の相手方は、飛島・天野特定建設工事共同企業体、代表構成員は飛島建設株式会社
岐阜営業所、構成員は株式会社天野建設です。

続いて、資料のつづり27ページをお願いいたします。

工事請負仮契約書の写しを添付しております。

28ページですが、仮契約日は5月2日です。工期は令和8年10月30日までとしております。

29ページをお願いします。

入札執行結果公表一覧表を載せております。

30ページをお願いします。

工事の位置を説明した図面を添付しております。

第前4期防災工事の施工箇所は、御嵩町伏見・比衣地内の民有地等でございます。

右上の枠内に各工種の工事概要を掲載してございますので、御確認をお願いいたします。

以上、議案第33号の説明とさせていただきます。

次に、議案第34号 工事請負契約の締結について御説明させていただきます。

議案のつづり14ページをお願いいたします。

議案第34号 工事請負契約の締結についてです。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的は、南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業第前5期防災工事です。

2. 契約の方法は条件付一般競争入札です。

3. 契約の金額は3億3,385万円です。

4. 契約の相手方は、飛島・天野特定建設工事共同企業体、代表構成員は飛島建設株式会社
岐阜営業所です。構成員は、株式会社天野建設です。

続いて、資料のつづり31ページをお願いいたします。

工事請負仮契約書の写しを添付しております。

32ページですが、仮契約日は4月25日です。工期は令和8年2月27日までとしております。

33ページをお願いいたします。

入札執行結果公表一覧表を載せております。

34ページをお願いいたします。

工事の位置を説明した図面を添付しています。

第前5期防災工事の施工箇所は、御嵩町顔戸地内の民有地等でございます。

右上の枠内に各工種の工事概要を掲載してございますので、御確認をお願いいたします。

以上、議案第34号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は9時50分といたします。

午前9時40分 休憩

午前9時50分 再開

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子さん）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

議長（大沢まり子さん）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（大沢まり子さん）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第32号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第33号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

資料つづり29ページをお願いします。

質問に先立って、ちょっと比較のために資料の33ページを見ていただきたいんですけど、33ページのほうで落札ということで、金額の安いほうが落札になっています。前4期は、ここにあるとおり金額が安いほうが無効ということで、金額が高いところで落札という形になっています。無効というのがもし説明いただけるのであれば、説明を聞かせていただきたいということです。

議長（大沢まり子さん）

亜炭鉱廃坑対策室長 有国敦夫さん。

亜炭鉱廃坑対策室長（有国敦夫さん）

それでは、鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

入札につきましては、事後審査型という形で入札を行わせていただいております。したがって、入札参加資格の審査については入札後に行われるということでございますが、審査の結果、入札参加条件を満たしていなかったということで無効になったものでございます。以上でございます。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号 工事請負契約の締結について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号 工事請負契約の締結について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（大沢まり子さん）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

議長（大沢まり子さん）

以上で、本臨時会に提出をされました案件は全て終了いたしました。

ここで、町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

令和7年御嵩町議会第3回臨時会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。熱心に御議論、御審議をいただきましてありがとうございました。提出させていただきました議案につきまして議了いただきまして、お礼を申し上げます。

さて、来週19日月曜日になりますけれども、町制施行70周年記念冠事業といたしまして、町内小・中学校児童・生徒約1,300人を向陽中学校に集め、ビッグ人文字作戦を実施いたします。これは冠事業として最初のイベントになるものでございますけれども、この事業と引き続きまして、人文字作成後は中学生を対象といたしまして、書画家 伊藤一樹氏をお招きし、講演、ライブパフォーマンスも併せて実施したいというふうに考えております。今後もこの冠事業含め、70周年記念冠事業を各種展開してまいりますので、議員の皆様におかれましても、今後の

事業の周知あるいは参加につきまして御配慮いただきますようお願いを申し上げます。

今後とも体調には十分御留意され、ますます御活躍いただきますよう御祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（大沢まり子さん）

これをもって、令和7年御嵩町議会第3回臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前9時59分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 ま り 子

署 名 議 員 伏 屋 光 幸

署 名 議 員 高 山 由 行